

## 泉大津市国際交流ボランティア制度要綱

泉大津市国際交流ボランティア制度要綱（平成30年11月20日施行）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、泉大津市における国際交流及び多文化共生の推進を図るため、諸外国の人々との交流を通じた国際的視野の育成、友好と相互理解、及び泉大津市に在住・在勤・在学する諸外国の人々の生活又は日本文化等への理解を支援するボランティア活動に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（ボランティア活動の内容）

第2条 ボランティア活動の内容は、次の各号に掲げるものをいい、市長の協力依頼に基づいて、ボランティアの登録をした団体または個人の善意と自主的協力により実施するものとする。

- (1) 各種交流事業での通訳
- (2) 国際交流及び多文化共生に関する文書の翻訳
- (3) 本市に在住・在勤・在学する外国人の生活支援
- (4) 本市に在住・在勤・在学する外国人の日本語学習支援
- (5) 災害時における外国人支援
- (6) ホームステイ（一定期間外国人を家庭に受け入れ、家族と共に生活する中から互いの風俗習慣や文化、語学等を学び相互理解を深めるもので宿泊を伴うもの。）
- (7) ホームビジット（前号に規定する活動で宿泊を伴わないもの。）
- (8) サービスボランティア（華道、茶道、武道その他の日本文化の紹介や指導を行うもの。）
- (9) その他、市長が必要と認めるもの

（協力依頼についての制限）

第3条 前条第3号に規定する生活支援については、本市に在住・在勤・在学する外国人が日常生活をするうえで日本人との会話等において意思の疎通が困難な状況が発生し、通常の生活を営むことが困難となったときに必要となる支援とする。

（登録の方法）

第4条 ボランティアの登録をしようとする者は、市長に泉大津市国際交流ボランティア登録申込書（様式第1号）を提出するものとする。

(登録の要件)

第5条 ボランティアの登録をすることができる者は、次に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) ボランティア活動が可能であること。
- (2) 国際交流・多文化共生に理解、熱意があること。
- (3) 個人については満18歳以上であること。

(登録の取消し・更新)

第6条 市長は、ボランティアとして登録した者が第5条に規定する要件を欠くこととなったとき、又は登録した者から辞退の申し出があったときは、当該登録を取り消すものとする。

(ボランティアを受けるとのできる外国人)

第7条 第2条各号に規定するボランティアを受けるとのできる外国人は次のとおりとする。

- (1) 泉大津市が受入れ主体である来訪又は長期滞在外国人
- (2) 大阪府又は大阪府の関係機関が受入れ主体である来訪又は長期滞在外国人
- (3) 泉大津市に在住・在勤・在学する外国人
- (4) その他、市長が認める外国人

(活動に要する経費)

第8条 ボランティア活動に要する経費は、原則として当該ボランティアにおいて負担するものとする。

(労務に対する謝礼)

第9条 市長は、第2条に規定する活動に従事した者に対し、その労務に対する謝礼として1日につき2000円を支給することができる。ただし、同条第1号に規定する活動に従事した者に対しては1時間につき2000円を支給するものとし、同条第4号に規定する活動に従事した者に対しては支給しないものとする。

(保険加入)

第10条 市長は、登録ボランティアの活動に伴う事故等に備え、必要に応じボランティア保険に加入するものとする。

- 2 ボランティア活動中の事故等によって被った損害については、前項の保険より支払われる金額を保証の上限とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、ボランティア制度の実施に際し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月20日から施行する。